

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号）第 15 条第 1 項の規定により、実施方針の策定の見通しについて公表します。

PFI 事業に係る実施方針の策定の見通し（令和 4 年度）

令和 4 年 9 月
大阪市

特定事業の名称	期間	概要	公共施設等の 立地	実施方針を 策定する時期
（仮）大阪市水道基幹管路 耐震化官民連携事業	令和 6 年度から 令和 13 年度（予定）	民間事業者は、基幹管路 の更新に係る計画業務、 運営業務、設計業務、施工 業務、管理的業務を実施 する。	大阪市及び守口市	令和 4 年 11 月（予定）